

自動車整備業における起因物なしを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14～15	当事業場内において車検整備作業中で点検車両の右後タイヤを車体に取り付けようとタイヤを持ち上げた際に左肩の筋肉を負傷した。	41	1～9
2	2・3	被災職員は同事業所内において、火災現場で使用した空気ポンベを交換する準備を行っていた。あらかじめ火災現場から連絡を受け、搬送用の台車に空気ポンベ30本を積載し台車を搬送する際、台車に対して腰部を反転させて搬送しようとしたために、腰部に激しい痛みを伴い受傷に至ったものである。	48	100～299
2	17・18	当工場内で軽自動車をジャッキスタンド4ヶ所を上げ左サイドステップの钣金修理をしゃがんだり、膝をついて、腰から上半身を左右に傾け修復作業をした。修復した部位にパテ付け作業をするため、パテを取りに行こうと立ち上がった時に腰を痛めた。	58	—
2	16・17	自動車完成検査場横、油脂置き場にてエンジンオイルの入ったドラム缶（200?）を移動中、立った状態から横に倒す時中腰での作業となり腰痛となった。	31	—
5	10～11	出張修理作業中に、乗用車のボンネットを開けるために、運転席足元前方にある、ボンネット解除レバーを引っ張る為に腰を折り左手を前方に伸ばして、レバーを引っ張る時に腰に強い痛みを感じ動けなくなった。	36	10～29
5	13～14	事業所内で車の整備途中、車両を後ろから押している際に右肩にひどい激痛が走った。当日はそのまま仕事を行ったが、右肩の痛みは取れなかった。	52	1～9
6	15～16	2棟ある現場で、作業場所を確認して移動中に、スロープを通らず土間から直接道路に降りようと、道路標識の支柱に手を添え降りた時に、左肩を脱臼した。	42	10～29

6	9~ 10	弊社整備工場で車検作業中、制動装置の部品交換を行う際、低い位置での作業のため、腰に負担がかかり痛みが起きた。	28	30 ~ 49
7	12~13	洗車作業中に右ひじに痛みが出始め、徐々に洗車作業を行うことにより肘の痛みがひどくなり、業務による酷使により右ひじが上がらなくなった。	37	30 ~ 49
7	11~ 12	塗装室で塗装作業中、エアホースリールのホース止めに登ってしまい、足を捻じり、膝を脱臼した。	56	1~ 9
7	16~ 17	場外駐車場において室内カメラ取付作業時に、作業体勢不安定により、足掛け部から右最前部座席肘掛け部に転倒し、左肺をぶつけ、左肋骨6番目を骨折した。	69	50 ~ 99
7	17~ 18	工場内で、車輛整備のためドリルでボルトに穴をあけていたとき、誤ってドリルに指をとられてしまい、右手薬指を捻って骨折した。	35	1~ 9
10	11~ 12	工場内において、スポット溶接の作業準備中、スポット溶接機のアーム部にスポットガンをつまみ掛けたため、持ち上げた際、腰を痛めた。	29	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html